

内閣総理大臣
菅 直人 殿

公明党東日本大震災対策本部

総合本部長 山口那津男
本部長 井上 義久

人間の復興へ

公明党東日本大震災復旧復興ビジョン

— 東日本大震災における復旧・復興に関する提言 3 —

公明党は、東日本大震災からの復興にあたり、都市の再生・産業の再建・各種インフラの復旧など、物理的・物質的な復旧・復興はもちろんのこと、一人ひとりの人間に焦点を当てた「人間の復興」を目指し、全人類が未来にわたって共有し、語り継ぐことのできる復興の歴史を創造する。住民の意向を最大限に尊重し、文化と伝統を尊重しつつ「支えあう社会」「共生社会」としての21世紀の地域社会の模範となるように先駆的取組みを目指す。

公明党は、第二次補正予算の今国会の提出を強く求めるとともに、復興庁の創設・被災地域の有料道路の無料化・二重ローン対策・学校放射線基準の見直しなど、従前実施した2回の緊急提言に続き、復旧・復興に向けた各種項目について提言を行うものである。

目次

基本理念

復興へのビジョン

- 組織
- 財源
- 東日本復興特区の創設
- 守れ、日本ブランド
- 復興への追い風

復旧に求められる視点

- 県外避難者への支援
- 瓦礫処理のマニュアル化
- 二重ローン問題、リース契約問題の対策
- 東北方面の有料道路の一時無料化
- 水没地などの土地利用と適正な地価の監視を
- 復興支援アドバイザーの創設

生活再建支援

- 住宅（避難所から早期に安定的な居住空間へ）
- 支援金（申請の簡素化と支給の迅速化）
- 雇用（雇用維持、失業者への対応、雇用の創出）
- 医療・介護支援
- 「子ども目線」で取り組む子ども支援
- 障がい者支援
- 被災動物の救護
- その他

中小企業支援

- 金融関係支援
- 施設整備支援
- 中小企業基盤整備機構による支援を強化
- その他の中小企業支援
- 観光関連支援

農林水産業支援

- 農業支援
- 水産業支援
- インフラ整備支援
- 各種法整備

東京電力福島第一原子力発電所事故災害関連支援

- 被災者支援
- 国民生活の安心確保
- 放射能をおびた廃棄物処理
- 各種産業支援
- その他

防災計画の抜本的見直し

法改正等が必要な対策

基本理念

東日本大震災からの復興に当たって最も重要なことは、都市の再生、産業の再建、各種インフラの復旧——など、物理的、物質的な復旧・復興はもちろんのこと、日本国憲法第13条に定められるところの「幸福追求権」並びに第25条に定められるところの「生存権」を念頭に置き、一人ひとりの人間に焦点を当てた「人間の復興」を目指すことである。公明党は、これを復興の根本的な理念とする。

また、原子力発電所事故からの復旧・復興に代表されるように、これは日本国だけでなく、諸外国の英知と最新技術などを結集して、全人類が未来にわたって共有し、語り継ぐことのできる復興の歴史を創造することとする。

各被災地域の具体的な復興施策や実施の方途については、地元住民の意向を最大限に尊重しつつ、これを行うこととする。さらに、各被災地域の復興後の姿は、それぞれの文化と伝統を尊重しつつ「支えあう社会」「共生社会」としての21世紀の地域社会の模範となるように先駆的取り組みを目指すこととする。

具体的には、復旧については、当面の住宅確保、生活資金の提供、生活再建のための雇用確保を重点課題としつつ、復興については、大震災を教訓にした新たな街づくり、各種産業の再建、新しいライフスタイルの創造、減災や免災を重視した防災対策等への転換、道州制への移行を視野に入れた地域の自主性拡大や地元主体の復興など、官民のリソースと知恵を結集して復興に当たることが重要であると考えます。

以上の理念に基づき、第二次補正予算の今国会の提出を強く求めるとともに、復興庁の創設・被災地域の有料道路の無料化・二重ローン対策・学校放射線基準の見直しなど、従前実施した2回の緊急提言に続き、復旧・復興に向けた各種項目について提言を行うものである。

○第1回緊急要請：3月22日

○第2回緊急提言：4月05日

復興へのビジョン

1.組織

■復興庁の創設

- ・長期にわたる復興支援を一元的に実施するため、行政組織としての「復興庁」を内閣府に時限的に設置すること。
- ・復興庁は被災地の県に地方支分部局をおくこと。
- ・ただし、各被災地域の復興計画そのものを立案するものではなく、被災地はもとより国民全体で共有した復興計画を執行する機関であって各省庁との二重行政を廃するものとする。

■復興担当大臣の設置

- ・復興支援に専念する担当大臣を任命し、その大臣の政治的リーダーシップの下で復興庁が業務を行う体制を整えること。

2.財源

■復興債（仮称）の発行

- ・復興債（仮称）を適切な規模で発行し、他の国債とは別勘定で管理の上、償還については次世代への負担の先送りとならないように道筋を明らかにすること。

■復興基金の創設

- ・被災地域の多様なニーズに対応できる復興基金（取崩し型）の創設を検討すること。

■東日本復興ファンドの創設

- ・民間（法人・個人）からの拠出を、第三者により運営する。
- ・実現可能な抜本的な計画の提出など、一定の審査基準に基づき、企業へ出資する。
- ・寄付金控除の上限額の特例を設ける等、拠出を促す仕組みを策定。
- ・業態・経営規模等を踏まえた重層的なファンドの仕組みを作る
（例）日本経団連⇒大企業支援、日本商工会議所⇒中小企業支援など

■民間活力・資金の積極活用

・PFI の活用

対象施設の拡大により、仮設住宅の次段階となる被災世帯のための賃貸住宅整備などにも民間資金も活用すること。

・公共施設等運営権の導入により被災地における有料介護施設等の整備にも民間資金を活用すること。PFI (Private Finance Initiative)

・PPP の活用

(官民連携によるインフラ整備・運用)

応急的な復旧が行われた被災地域のインフラが、その後の維持管理も含めて持続的に運営され、各地域において有効的に活用されるためには、民間の資金や経営ノウハウを可能な限り取り入れることが重要。復興事業を進めるにあたり、空港や港湾、道路など、収益性が見込まれるインフラ整備を中心に、PPP スキームを積極的に導入すること。PPP(Public Private Partnership)

・事業債（レベニュー債）の活用

復興財源の新たな確保と財政健全化の両立を図るために、上下水道や交通、港湾整備など特定事業の収益を償還財源として民間資金を呼び込む「事業債（レベニュー債）」を発行すること。

3.東日本復興特区の創設

■特区制度の対象拡大

- ・総合特区法案のスキームを拡充した形の「復興特区制度」を定める法律を今国会で成立させること。
- ・復興特区制度の指定区域内においては、規制の特例措置に加え、税制上の減免など、金融、財政分野でも特例措置および特別支援措置を認め、総合特区制度と同様、復興に関わる地方自治体の事務事業についての規制の特例措置については、条例委任の特例を認めることとする。

■指定区域等の追加措置

- ・復興特区の指定区域については、国と被災県の協議を経て決定することとするが、原発事故の影響を受ける福島県等については、放射能問題の特殊性に配慮した追加措置も検討すること。

■特区制度の多様な活用

- ・規制緩和や金融措置等により被災地への国内外の投資・企業誘致を積極的に支援すること。
- ・その際、ICT、医療、福祉、環境、観光振興等、集積する企業の統一コンセプトも打ち出すこと。(エコパーク構想など)

4.守れ日本ブランド（風評被害の防止）

■風評被害防止に一元的に取り組む組織の設置

- ・農林水産業をはじめ輸出産業や観光産業などへの風評被害を最小限にとどめるため、国内外への情報発信を戦略的かつ一元的に実施する体制（省庁横断型）を構築すること。

■観光ブランド風評被害の防止

- ・日本ブランドの低下に歯止めをかけ日本に対する風評被害を払しょくするため、海外へ正確な情報を発信すること。
- ・日本大使館、出先機関、企業等のツールを総動員し、各国政府はもとより、報道関係者、航空・旅行業界、一般市民に広くアピールすること。
- ・特に政府が主導し、各国の報道機関等に対して、観光地への招待などを含め、被災地域に限らず日本の観光地等の安全・安心への理解を広げること。

5.復興への追い風

（各種イベントの開催）

■復興博の開催

- ・「復興」をテーマにした都市計画やイベントの開催等を活用し、被災地を復興させる新たな産業を育成しながら、被災地の復興プロセスを世界に示すと同時に、被災地への観光の回復、地域ブランドの向上等を目的とした「復興博覧会」を10年間、毎年開催すること。(政府主催、年1回)

■復興サミットの開催

- ・我が国の国際的な信任の向上や、国際機関による支持を得るために、震災復興に向けたグランドビジョン等を国際社会に示す場として、各国首脳による国際会議「復興サミット」を開催すること。

■政府主催の各種イベントを被災県で開催

- ・被災県の地域経済活性化のため、政府主催の各種イベントを被災県で開催するよう配慮する。特に、原発事故の影響を大きく受けている福島県での優先的開催を検討すること。また、国会の委員会等についても福島県での開催を検討すること。

復旧に求められる視点

1. 県外避難者への支援

■ 帰郷ビジョンの策定と提示

- ・ 全ての避難者支援策の提案や実行に際しては、被災者における「帰郷ビジョン」という視点を常時持ち、被災者に示し続けること。
- ・ 被災地の避難所からの2次避難を促進する等の目的のため、仮設住宅の完成時期を明示するとともに、2次避難先（県内外の公営住宅・民泊・旅館等）の確保・斡旋に努めること。
- ・ 市街地機能不在地域においては、仮設住宅地域に仮設市街地を併設すること。

■ 被災者支援システムの導入

- ・ 被災自治体において被災者支援システムを導入することにより、住民票のある自治体から避難している被災者へも情報提供や必要な支援がなされる体制を早急に構築すること。

2. 瓦礫処理のマニュアル化

- ・ 政府（環境省）は、被災3県における瓦礫（災害廃棄物）処理の主体者が異なっている現状を踏まえたマニュアルを早急に作成・公表すべきである。
- ・ 瓦礫処理単価（トン当たり）についての基準表も明示し、単価の不当な高騰を防止するとともに、査定手続きを通じて不公正な予算執行がないよう最大限の努力を講じること。
- ・ 瓦礫等（放射線瓦礫などを含む）の災害廃棄物の処理を迅速かつ円滑に行うため、リモートセンシングの活用などにより、沿岸域を含めた災害廃棄物の発生状況の把握を急ぐこと。
- ・ 震災時における災害廃棄物発生量推計システムの研究開発を加速化させること。

3. 二重ローン（個人・事業主）問題、リース契約問題の対策

4.東北方面の有料道路の一時無料化

- ・復旧・復興活動ならびに被災地域支援に資するため、被災地域を含む東北方面の高速道路（自動車専用道路含む）を一時的無料化すること。

5.水没地などの土地利用と適正な地価の監視を

- ・水没地などの土地利用については、国や県による買収と再開発を検討すること。あわせて、高台にある民有地などが不当な“地上げ”対象にならないように対策を講じること。

6.復興支援アドバイザー制度の創設

- ・街づくり等について専門的な助言を行う人材を国がプールし、復興支援アドバイザー（仮）として被災した県の要請に基づき派遣する体制を構築すること。

生活再建支援

1.住宅（避難所から早期に安定的な居住空間へ）

■避難所の早期撤収

- ・避難所の早期撤収を目指し、2次避難先として、旅館・ホテルの借り上げ、応急仮設住宅の早期建設、公営住宅、民間住宅の借上げ等をフル活用すること。

■災害公営住宅の早期建設

- ・高層鉄筋や将来買取可能な木造戸建住宅等バリエーションに富んだ災害公営住宅の早期建設に取り組むこと。

■住宅再建者に対するゼロ金利融資の延長

- ・自力住宅再建者に対して、住宅金融支援機構によるゼロ金利融資の期間を5年→10年に延長すること。

■ケア付き高齢者集合住宅の建設

- ・被災地の実情やニーズを踏まえ、ひとり暮らしや要介護者等の高齢者・障がい者がケアを受けながら少人数の家庭的な雰囲気での共同生活を送ることのできる、ケア付き集合住宅の建設を推進すること。

■障がい者住宅の確保

- ・集団生活になじまない障がいの特性に配慮し、バリアフリーの仮設住宅の設置、民間住宅を活用した福祉避難所の拡充を行うこと。また、地域で暮らせるよう、グループホーム・ケアホーム等を建設するための施策を講じること。

■防災集団移転促進事業を拡充

- ・防災集団移転促進事業を拡充し、住宅だけでなく、商店、病院、介護施設などの移転も容易に可能とする。

2. 支援金（申請の簡素化と支給の迅速化）

■各種一時金の早期支給

- ・被災者生活再建支援法の基礎支援金、義援金、災害弔慰金・見舞金、原子力損害賠償法に基づく仮払い賠償金を早期に支給すること。

■被災者生活再建支援法の適正運用と拡充

- ・被災者生活再建支援法の基礎支援金の事務手続き体制（市町村、都道府県、都道府県会館）の強化と迅速に支給するための見直しを至急行うこと。
- ・被災県において、津波浸水区域における長期避難世帯の認定を速やかに行い、罹災証明不要な被災者生活再建支援金の支給を迅速化すること。
- ・液状化被害を受けた住宅世帯に対して支援が行き渡るように被災者生活再建支援法と災害救助法の施行令を改正すること。

※液状化被害を受けた住宅について、大規模半壊世帯が新規に認定されたことに伴い、全壊世帯がなく、大規模半壊世帯が複数存在する自治体（例：埼玉県久喜市）が生じた。しかし、災害救助法適用外の自治体であり、被災者生活再建支援法の適用対象となっていない。

■災害弔慰金支給法の改正

- ・同一世帯の兄弟姉妹にも災害弔慰金を支給するよう、災害弔慰金支給法（議員立法）を改正すること。その上で、東日本大震災にも遡及適用すること。

■震災関連死への災害弔慰金支給手続きの迅速化

- ・震災関連死への災害弔慰金支給手続きの迅速化を図るため、国の統一基準の策定とともに各自治体で認定委員会を設置し迅速な支給を進めること。

※震災関連死…過酷な避難生活でのストレスや疲労により、地震や津波を生き延びたにもかかわらず、十分な医療が受けられずに体調を崩したり、持病が原因で死亡するケースをいう。

■義援金支給の適正化

- ・義援金は、同一世帯の兄弟姉妹も支給対象とすること。（中央の配分委員会で指針を示すべき）

■各種一時金を無税扱い、収入と認定しないこと

- ・災害弔慰金、被災者生活再建支援金、義援金は、課税所得扱いではないことを徹底すること。
- ・生活保護の取り扱いについても、収入として認定しないことを明確にすること。

3.雇用（雇用維持、失業者への対応、雇用の創出）

■被災者は再建の主体者。地元雇用創出拡大を

- ・被災者を受動的な被支援者とだけ位置づけることなく、地元の復興を担う再建の主体者と位置づけ、復興に関わる様々な公共事業等の雇用について、優先的に配慮すること。
- ・ボランティア活動も同様に被災者が主体的に取り組める仕組みをつくること。

■“便乗リストラ”を防止

- ・今回の震災に伴い、企業が削減する必要のない人員まで削減してしまうという、いわゆる“便乗リストラ”が懸念される。震災発生以降に企業が行っているリストラについて、労働基準局の判定を厳格に適用する等、労働者の人権に配慮した対応を検討すること。

■原発事故による休業事業者への雇用調整助成金を適用・拡大すること

■内定取り消し、内定繰り下げ卒業生への支援

- ・繰り下げは失業保険の対象にはならないが、雇用調整助成金の対象となる。休業補償を受けているかを至急実態把握し対処策を講じること。
- ・経営者が行方不明のケースの対応など、実態に即した支援策を講じること。

■職業訓練制度の充実

- ・被災地・者の特性に合わせたきめ細かい訓練コースを提供すること。

■ハローワークのマッチング機能強化

■雇用保険の拡充・柔軟な対応

- ・雇用保険の受給期間の延長を行うこと。
- ・雇用保険の対象にならない失業者に対する支援策を講じること。

■一時金受給該当者に対する雇用保険貸付

- ・就労を支援するため、敷金・礼金など入居に必要な初期費用の雇用保険からの一時貸付を実施すること。

4.医療・介護支援

■地域医療体制の再建

- ・地域医療を担う中小病院や診療所に対し、二重ローン及びリース契約対策など、再建支援を講じること。
- ・今後、医療機関が診療を再開するに当たって、医療従事者の確保に支障を来たすことがないように、診療再開まで医療従事者の雇用維持を図ること。
- ・被災者が安心して医療を受けられるよう、仮設診療所（歯科も含む）の設置を推進すること。
- ・医療機関への財政的な支援を充実させるため、地域医療再生基金の積み増し、期間延長を行うこと

■医療機関を電力使用制限から適用除外

- ・医療機関に対する電力使用制限は患者の生命にも関わることから、電気事業法に基づく電力使用制限の適用除外をはじめとする適切な措置を講ずること。

■避難所におけるケア

- ・夏に向けて感染症の拡大が懸念されることから感染症対策を充実させるとともに、避難所での栄養改善を実施すること。
- ・避難所での過酷な生活を通じて、介護を必要とする方々の状態が悪化することのないよう介護予防対策の充実を図ること。

■介護

- ・被災地への介護分野の災害派遣チームとして介護版DMAT（仮称：DCAT）を創設すること。
- ・災害救助法の救助の種類の中に「介護」を含めること。
- ・被災地では介護施設も多数被災しており要介護者の受け入れが困難な状況にあるため、要介護者が安心しての受け入れ先を確保できる体制の充実を図ること。
- ・仮設住宅での生活においても介護予防を利用することができるよう、専用の施設の建設など、介護予防用のスペース確保に取り組むこと。
- ・口腔環境の改善は様々な疾病予防にも資するため、被災者の口腔ケア対策を実施すること。

■被災地におけるメンタルヘルスケアの充実

- ・心のケアチームの派遣等、被災地においてメンタルヘルスケアの充実を図ること。
- ・ペットと触れ合うことが避難者の“心の癒やし”や精神的な支えとなることから、仮設住宅、避難所、学校等でのアニマルセラピーを推進すること

■震災関連死対策の充実強化

- ・慢性疾患を抱える高齢者や、避難生活でのストレスを抱える人への心のケアなどきめ細やかな医療面での支援を強化すること。
- ・衛生面や栄養面の健康管理のガイドライン策定とともに睡眠や休息が取れる環境面の整備を推進すること。
- ・重い持病のある人、介護が必要な人は福祉施設などに緊急入所させるなどの体制を整備すること。
*震災関連死…前出

5. 「子ども目線」で取り組む子ども支援

■被災地や被災した子ども対策に一元的に取り組む体制の整備

■全児童・生徒の就学支援

- ・学校施設・教員の確保、教材・備品等の購入費補助、被災地児童の受け入れ先の確保など就学全般にわたる支援を強化すること。
- ・給付型奨学金の創設、就学支援金貸付、社会福祉協議会の融資・貸付等を拡充すること。
- ・専門・各種学校、短期大学、大学の授業料等の減免措置を図ること。

■子どもの心のケア体制の強化

- ・トラウマを抱えた児童生徒に対応するため、長期にわたり、教育復興担当教員や加配教員、スクールカウンセラーを学校に配置すること。
- ・未就学児童のケアについて、臨床心理士・臨床発達心理士等を配置すること。

■震災遺児への支援

- ・震災遺児（未成年）は、親族による引き取りが多くを占めるが、その際、祖父母等による養育が困難な場合は、状況に応じて里親制度を活用するなど適切な対応を行うとともに、生活再建、進学、就職を支援する制度（基金など）を創設すること。
- ・未成年後見人ならびに後見監督人が適正に選任される仕組みをつくり、震災遺児へ災害弔慰金や被災者生活再建支援金が確実に届くようにすること。

■学校放射線基準の見直し

- ・年間 20 ミリシーベルトとした学校での放射線量基準や保育所等での暫定基準を速やかに撤回し被曝量を最小化するよう努めること。
- ・子ども達の生活実態に即した放射積算線量の実測評価を強化すること。

■校庭等の表土処理による安全性の向上

- ・放射性物質に汚染された校庭・公園等の表土の処理方法について、子どもの健康を守るためにより厳しい基準を設定し表土を除去するなど、安全性の向上に取り組むこと。

■障がい児童等への配慮

- ・障がいやアレルギーを持つ子ども、日本語を母国語としない子ども、貧困世帯の子ども等への対応について、特段の配慮を行うこと。

6.障がい者支援

■住宅の確保（前出）

■心のケア対策の拠点作り

- ・包括型地域生活支援アウトリーチセンターを創設すること。

■停電への配慮

- ・人工呼吸器使用者、体温調節機能障がい者等について、十分に配慮すること。

■障害者福祉サービスの新体系への移行については、被災状況を踏まえ十分に配慮すること

7.被災動物の救護

■ペットと共に避難するための環境整備

- ・メンタルケアのためにも、ペットと共に避難できるよう、仮設住宅や避難施設での飼育の許可や保護預かり施設の確保などの環境整備をはかること。

■被災動物の引き取り先の確保

- ・身元不明や飼育放棄された被災動物等を救済するために、飼い主探しや里親の募集など、引き取り先の確保に取り組むこと。また、保護施設での動物の管理に際し、緊急災害時動物救援本部と連携し、愛護団体やボランティアの協力を得ること。

8.その他

■二重ローン（個人、事業主）の対策として、金融機関の無税償却の基準緩和を行うこと（前出）

■被災地域の各種金融機関への支援等、適切な預金者保護を行うこと

■遺族基礎年金の対象拡大

- ・就労していた妻の死亡を遺族基礎年金支給の対象外とする男女不平等な制度を見直し、支給の対象にすること。

中小企業支援

1.金融関係支援

■無税償却の基準を大幅に緩和し、債権放棄の実行を促すこと

■二重ローン及びリース契約対策を講じること（前出）

■「東日本復興ファンド」を創設すること（前出）

■企業再生支援機構の活用

- ・上記「東日本復興ファンド」に加え、被災企業の再生に向け、企業再生支援機構を、マンパワー・ノウハウを含めて積極的に活用すること。

■民間（個人）のストックマネーの活用

- ・今般の震災関係に限り、寄付金控除の上限額の一層の引き上げ、及び5～10年程度にわたる繰越控除を特例で認めるなど、優遇措置を大幅に拡充すること。

■中小零細企業への金融機能の維持強化

- ・被災地域における地場の中小零細企業に対する融資等の金融機能を維持・強化するため、特例として経営責任を問わないなど要件の見直し・弾力化を図ること。
- ・被災地域における信金・信組等の協同組織金融機関にも、国の公的資金注入が可能となるよう金融機能強化法を改正する。

■中小企業の資金繰り強化

- ・政府系金融機関による貸付の特例の深堀りや、信用保証制度の保証枠の確保など、第一次補正(5,100億円)の上積みを行い、中小企業等に対する資金繰り支援策の拡充・強化及び所要予算額の確保を行うこと。
 - 既往債務と新規借入れの一本化・借換制度の創設
 - 10年間据え置きなど災害復旧貸付の抜本的拡充
- ・政策金融公庫など政策金融機関におけるマンパワーの確保などで審査・手続きの迅速化を図ること。

2.施設整備支援

- 地域中小企業等復旧補助金を拡充すること。
（第一次補正 150.8 億円の上積み）
- 支援ネットワーク事業（中小企業支援の人材支援）を拡充すること
- 企業再生支援機構の活用など再生支援事業の体制を整備・強化すること

3.中小企業基盤整備機構による支援を強化

- 貸店舗、貸工場の本格的な整備
 - ・各社共同で使用できる建物・設備の貸与を実施すること。
（第一次補正では仮設店舗等に 10 億円のみ）
- 経営相談等の専門家の派遣
- 販路拡大支援（一部前出）
 - ・国内外、海外のバイヤーを対象に、風評被害対策を含め、販路拡大のためのイベント支援を講じること。

4.その他の中小企業支援

- 農商工連携など震災地域対策を推進すること
- 高い技術力をもつ中小企業に対する海外からのM&Aの防衛策を講じること
- 被災地中小企業の競争力強化
 - ・ものづくり日本を死守し、国内産業の空洞化を防ぐためにも、サプライチェーンの機能を国内で維持し補完する戦略を急ぐこと。
- 震災対応の金融・税制など中小企業施策に関する広報活動を拡充すること

5.観光関連支援

- イベント自粛の払しょく
 - ・自治体首長への要請や、民間と連携したキャンペーンなどを強化すること。特に、東北地域においても祭り等のイベントが開催できるよう支援すること。

■日本観光ブランド風評被害の防止（前出）

■国立・国定公園の再生とエコツーリズム資源に

- ・東北沿岸部で地震と津波により大きな被害を受けた国立公園、国定公園を再生するにあたり、瓦礫の一部を活用して国立公園縦断遊歩道（仮称）、自転車専用道などの整備を行い、新たなエコツーリズム資源とすること。
- ・さらに、さまざまなイベントの開催を検討すること。例えばマラソン大会、トライアスロン、自転車競技としてツールド東北（仮）の開催など。

■東北地方への修学旅行等の推進

- ・文部科学省、農林水産省等と連携し、東北地方への修学旅行の「取り止め」の中止要請及び一層の推進を図ること。
- ・子ども農山漁村交流プロジェクトを引き続き推進すること。

■東北・奥州地域を日本文化の発信の地に

- ・平泉文化遺産の世界遺産登録にあわせ、東北・奥州地域を「日本文化の発信の地」に位置付け、広報宣伝活動を行うこと。

■イメージキャラクターの起用

- ・海外からの集客を促すため、各国において影響力のある著名人をイメージキャラクターに起用すること。

農林水産業支援

1. 農業支援

■未来型農業構造改良事業

- ・復旧可能な農地の土地改良事業、塩害対策・土壌改良、担い手（農事組合等も含む）への農地集積等について、複数年にわたる未来型農業構造改良事業として国を挙げて取り組むこと。

■緑地や公園等の緩衝地帯を設定

- ・著しく復旧が困難な農地等について国が買い上げ、緑地や公園等の緩衝地帯を設定すること。

■被災県農産物の復興ショップ

- ・食を通じた被災地支援の観点から、大消費地に被災県農産物の復興ショップを立ち上げること。

■東北6県共通の農産品認証制度

- ・東北6県共通の農産品認証制度を導入し、軌道に乗るまで、首都圏・中京圏・関西圏で定期的の特産市を開催すること。また、食品の流通・加工・販売段階における風評被害防止対策を検討すること。

■強い担い手の育成

- ・農協等への支援を強化し直営耕作農場の創設など、強い担い手の育成を図ること。

■農地情報センターの創設

- ・被災県における就農を支援するため、遊休農地や中古農機の情報の提供、仲介を一元的に行う農地情報センターを創設すること。

■農業産出額の向上

- ・稲作から施設園芸や大規模畜産への転換を図り、農業産出額を向上させること。

2.水産業支援

■拠点漁港の集約化と水産業集積拠点の再構築を図ること

■国の直接支援

- ・漁業再建までの3年間、漁業者が行う漁場の瓦礫処理、養殖施設の復旧、漁場造成等に助成し、漁業者の生活を支援する被災漁業者生活支援対策を講ずること。
- ・国による水産業復興基金を造成し、漁協が受け皿となって、冷凍冷蔵庫などの漁業関連施設を復旧する対策を講ずること。

■全国を対象とした漁業支援

- ・漁業被害は被災3県にとどまらないことから、復興予算の配分や各種漁業支援措置は、全国を対象にすること。

■漁協支援の強化

- ・漁協支援を強化し、漁協等による共同経営や漁民会社設立を推進すること。

■養殖施設復旧支援対策の拡充

- ・養殖施設復旧支援対策は震災日に遡って実施する(1次補正では4月1日以降に限定された)。また、個人経営の養殖施設を再編によって共同利用にする場合などに対象を拡大する。

■輸出差し止め対策

- ・海外からの輸出差し止めに対処するため、「水産物の放射性物質検査に関する基本方針」に沿って実施される検査結果の公表は、各県公表に留めるだけでなく、海外に向けて水産庁が発表すること。

■激甚災害法の対象拡大と基準の緩和

- ・激甚災害法による養殖施設の対象を拡大し、かごやロープ等の漁具、洗浄機等の陸上施設を含めること。
- ・激甚災害法の基準を緩和し、共同定置、あさり漁場の覆砂、フォークリフトなどの共同利用施設等を含めること。

■藻場の再生

- ・港湾施設や臨海工業地域によって失われてきた藻場を再生するため、被災水域の入り江や浦などを利用して、魚介類の産卵場や成育場の機能回復のためのプロジェクトを実施する。

■森と海の同時再生

- ・間伐材を利用して養殖筏に利用するなど、沿岸漁業と密接なかかわりのある森と海の同時再生を目指すこと。

3.インフラ整備支援

■農漁村コミュニティの維持と復興

- ・木造系複合型集合住宅（仮設住宅）の供給などにより、農漁村コミュニティの維持と復興を進めること。

■電力（再生可能エネルギー）自給率の向上

- ・太陽光発電、風力発電、中小水力発電、木質バイオマス発電等の再生可能エネルギーの導入を推進するとともに地域限定の優遇措置等を実施し、東北地方の農林水産分野での自然エネルギーによる電力自給率向上を目指すこと。

■売電収入の創出

- ・農業用水を利用したミニ水力、マイクロ水力による発電施設を設置し、売電収入による水利権や土地改良区負担金のかからない営農をめざすこと。

■津波被害防止のための海岸林を整備

- ・防波堤・防潮堤とともに、十分な高さとお行きを持たせた海岸林を整備し、被災地における津波被害防止策を講じること。

■低地一次産業の避難場所の確保

- ・低地を一次産業で活用する場合、付近に鉄筋・鉄骨コンクリート5階建て以上の避難場所を構築すること。

4.各種法整備

■東日本復興特区の創設

- ・規制緩和、予算や税制面での優遇措置などを盛り込んだ被災地を対象とした東日本復興特区を創設すること。（前出）

■所有者不明農地や林地の利活用に関わる特例制度を設けること

東京電力福島第一原子力発電所 事故災害関連支援

1.被災者支援

■原発事故収束の工程表の見直し

- ・ 1号炉での炉心溶融等が明確となり、その実現が危ぶまれている現行の原発事故収束の工程表の早期見直しを政府の責任で行うとともに、復旧、復興の着実な歩みを明確にする。

■「生活再建の工程表」の早期策定

- ・ 被災者の視点に立った「生活再建の工程表」を早期に策定・公表し、適切に見直しを行うこと。また、警戒区域等のインフラ復旧スケジュールを検討し、公表すること。

■被災者支援掌握の環境整備

- ・ 避難地域に関わらず、被災者が行政支援・サービスを遅滞なく円滑に受けられるよう、住民基本台帳を活用した被災者支援システムの積極導入を図るなど、行政と住民の連絡体制を確立するために必要な環境整備に積極的に取り組むこと。

■原賠法の特例法の制定による早期賠償の実現

- ・ 未曾有の被害規模、予想される膨大な損害賠償交渉及び国の責任を踏まえ、原賠法の規定にかかわらず、早期賠償が求められる被害者に対し、先ず国が賠償を行った後に、その価額を限度に原賠法の損害賠償に当たるものを国が代わって東京電力に求償しうる特別立法を行うこと。

■避難者生活支援および警戒区域解除後の復旧復興支援策の策定

- ・ 避難先での生活支援や、警戒区域解除後の原発災害地域の復旧復興にかかる支援の、抜本的拡充を図ること。

■定期的帰宅を実施

- ・ 警戒区域・計画的避難区域への定期的帰宅方法を検討、実施手順を明確にし、速やかに実施すること。

■放射線汚染マップの作成と公表

- ・警戒区域・計画的避難区域などの汚染マップを作成、可能な限りリアルタイムで公表すること。

■避難困難者へのサポート強化

- ・計画的避難区域でやむを得ず避難できない住民（要援護者など）や、通勤する住民などに対するサポート（放射線量積算計の配布、防護機材の提供など）を抜本的に強化すること。

■警戒区域等の被災動物の早期保護

- ・警戒区域、計画的避難区域の被災動物を早期に保護すると共に保護した動物を長期的に対応できる保護施設を確保すること

■警戒区域・計画的避難区域住民の税減免と減収補填を行うこと

■緊急時避難準備区域での先行避難者計画

- ・緊急時避難準備区域における要援護者（病院、介護施設など）から先行避難を行うべき者を選定し、計画を策定、実施すること。

■警戒区域、計画的避難区域のパトロールを実施するとともに、応援体制を強化すること

■周辺住民及び原発従事者の健康・疫学調査体制を確立すること（手帳制度など含む）

■避難者に適した雇用機会の優先的紹介及び職業訓練に取り組むこと

■紛争審査会において「風評被害」補償方針を明確にすること

■避難による転校児童に対し、きめ細かなケアに取り組むこと

2.国民生活の安心確保

■学校放射線基準の見直し（前出）

■校庭等の表土処理による安全性の向上（前出）

■緊急被曝医療体制の強化

- ・福島県立医大の緊急被曝医療体制や J ビレッジ等での被曝一次医療体制の拡充を図ること。

■厚生年金法改正等による原発従事者の生活保障の拡充

- ・原発作業員の急死や従来作業基準である累積 100 ミリシーベルトを超え、将来の就業機会の制限を受けかねない従事者が 30 名を上回っている現状を踏まえ、その生活保障に万全を期すため、厚生年金の被保険者期間の特例を、現行の坑内労働者・船員さらには戦時加算並み以上に引き上げる厚生年金法の附則の改正を特別立法として行うこと。
- ・さらに、厚生年金の対象とならない者を含めた生活保障策の拡充を行うこと。

3.放射能をおびた廃棄物処理

■線量基準の速やかな提示

- ・放射線を帯びた瓦礫処理について、暫定的な線量基準を速やかに提示し、徹底すること。

■処理方針の明確化と技術開発

- ・放射能汚染物質付着瓦礫や汚泥・土壌および地下水の処理方針を早期に明確にするとともに、廃棄物焼却炉など必要な技術開発および、所要の法改正に早急に取り組むこと。

4.各種産業支援

■賠償金の早期仮払い

- ・一次方針を受けた営業損害に対する商工会議所等による仮払いスキームを早期に確立し、実施すること。
- ・一次方針を受けた農畜水産物への損害賠償金の仮払い手順を明確にし、速やかに仮払いを実施すること。

■計画避難区域の家畜受け入れ先を早期に決定すること

■農地除染方法（天地返し、菜种植え付けなど）を選定し実行すること

5.その他

■既存財源の徹底した洗い出し

- ・復興に向けての財源特別立法の検討に際し、その大前提として、電源立地交付金の弾力的使用や、エネルギー特会電源勘定・剰余金 470 億円からバックエンド準備金 6.8 兆円（うち再処理準備金 2.4 兆円）まで、既存財源の徹底した洗い出しを行うこと。

■避難住民の円滑な帰還に必要な放射線除去技術（ロボット、モニタリング、除染方法等）を実用化すること

■原子力安全対策の一元管理体制の構築

- ・放射能汚染防止および原子力安全対策の一元的管理体制を構築すること。

■国会における事故調査委員会の早期設置と、関連資料の確保

- ・国際的にも開かれた事故評価を行うことを国際社会に宣言すること。

防災計画の抜本の見直し

1.計画の見直しと事業の実施

■従来の想定を超えた防災計画の抜本の見直しと、それに対応した事業の実施を中央防災会議等で検討すること

- 災害防護から災害回避・軽減を目指すまちづくり
- 減災対策の強力な推進
- 液状化等の地盤対策の推進
- 「免災構造の国」日本という国際的ブランドを構築すべく、天災にあっても人的被害はなく、支援インフラも充実し迅速に復興する国づくり など

■女性、子ども、障がい者等多様な社会的立場からの意見を反映されるよう配慮すること

■災害弱者（要援護者）の避難支援ガイドラインの見直し

- ・災害弱者の情報共有、全体計画、個別計画、福祉避難所の設置など避難支援のガイドラインを国・各自治体で見直しを進めること。

2.被災者情報管理体制の強化

- ・災害時にも活用できる「社会保障・税番号制度」の構築、および同制度と被災者支援システムの連動による被災者情報管理体制を強化すること。

3.住宅再建支援システムの創設

- ・被災者の生活基盤の早期回復を促し、被災地域の早期再生及び活性化に寄与するため、現在兵庫県で運営されている住宅再建共済制度（フェニックス共済）等を参考に、「住宅再建支援システム」を創設すること。

4.災害拠点病院の免震構造化

5.診療関連車両等の整備

- ・病院船の導入、X線診断車両（CT車両含む）、臨床検査車両などの移動可能な診療関連車両の整備

6.災害時の通信体制の抜本的な整備・拡充

- ・災害時の通信体制の抜本的な整備・拡充を図るため以下の対策を講じること。
 - 避難所に停電用電話機や非常用携帯電話の中継設備を設置
 - 燃料電池またはソーラー式の携帯電話充電器の避難所への設置
 - 災害時に通信が増加した場合にも応急対応できるシステムの整備
 - 人工衛星の活用など、災害時にも携帯電話を使用出来る環境整備

7.準天頂衛星の活用による安否確認システム整備

- ・準天頂衛星の増設・活用による広域災害時の安否確認システムを整備すること。

8.震災の記憶を風化させない

- ・今回の震災の記憶を風化させないよう、被災者の心情に最大限配慮し、被災地の要望を踏まえたうえで、民間の知恵も広く結集し、ミュージアム建設など各種の施策を講じること。

法改正が必要な対策一覧

●復興へのビジョン

- 復興庁の創設
- 復興担当大臣の設置
- 復興債の発行
- 東日本復興特区の創設

●生活再建支援

- 被災者生活再建支援法の適正運用と拡充
- 災害弔慰金支給法の改正
- 雇用保険の拡充・柔軟な対応
- 一時金受給該当者に対する雇用保険貸付
- 遺族基礎年金の対象拡大
- 災害救助法の適用拡大
- 電気事業法

●中小企業支援

- 中小零細企業への金融機能の維持強化
- 企業再生支援機構の活用
- 民間（個人）のストックマネーの活用

●農林水産業支援

- 東北6県共通の農産品認証制度
- 国の直接支援
- 所有者不明農地や林地の利活用に関わる特例制度

●東京電力福島第一原子力発電所事故災害関連支援

- 原賠法の特例法の制定による早期賠償の実現
- 放射能をおびた廃棄物処理等の暫定的措置
- 厚生年金法改正による原発従事者の生活保障の拡充
- 既存財源の徹底した拠出
- 原子力安全対策の一元管理体制の構築